

令和7年度 地域密着型サービス事業所集団指導

# 制度改革等について



伊勢崎市長寿社会部  
介護保険課給付係

▶ 令和7年度は主な制度改定はありません。

今回の資料は、前回の集団指導の再掲となります。

義務付けされたものや運営方法等について、事業所の運営実態と照合しながら改めてご確認ください。

▶ 処遇改善加算については令和8年度改定がありますので、

別資料「介護職員等処遇改善加算について」をご覧ください。



# 目次

---

1. 基準省令等の改正について
2. 電子申請届出システムについて
3. 事業所指定に係る申請、届出書等の様式について
4. 請求エラー時の対応のお願いについて

# 1. 基準省令等の改正について

## ▶ 令和6年度報酬改定について

基本報酬や加算については厚生労働省HPをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW). The page is titled "令和6年度介護報酬改定について" (Regarding the Revision of Nursing Care Fees for Heisei 26). The main content area includes a summary of the revision, with links to PDF documents for the revision items, a summary of main items, and a reference to the implementation period. A sidebar on the right contains a navigation menu with categories like "健康・医療", "福祉・介護", "障害者福祉", "生活保護・福祉一般", "介護・高齢者福祉", "雇用・労働", and "年金".

- 改定概要
- 通知（留意事項、解釈、加算など）
- 様式例
- 処遇改善加算
- Q&A など

# 1. 基準省令等の改正について

- 1 - 1. 「書面掲示」規制の見直し
- 1 - 2. 身体的拘束等の適正化の推進
- 1 - 3. 高齢者虐待防止の推進
- 1 - 4. 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- 1 - 5. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する  
方策を検討するための委員会の設置の義務付け
- 1 - 6. 協力医療機関との連携体制の構築
- 1 - 7. 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- 1 - 8. 緊急時等の対応方法の定期的な見直し

# 1-1. 「書面掲示」規制の見直し

## 対象

全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

- ▶ 事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっている。
- ▶ 「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。（※令和7年4月1日から義務付け）

## 1 - 2. 身体的拘束等の適正化の推進①

対象

通所

- ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- ② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(※令和7年4月1日から義務付け)

## 1 - 2. 身体的拘束等の適正化の推進②

対象

小・看多機

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- ④ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(※令和7年4月1日から義務付け)



上記の措置が講じられていない場合、

**身体拘束廃止未実施減算** (所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)

## 1 - 3. 高齢者虐待防止の推進

### 対象

全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（※経過措置期間なし）



上記の措置が講じられていない場合

**高齢者虐待防止措置未実施減算**（所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算）

# 1 - 4. 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

## 対象

全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

- ① 感染症や非常災害の発生時の業務継続計画（BCP）を策定すること。
- ② 当該業務継続計画に従い必要な措置（研修・訓練等）を講ずること。

（※令和7年4月1日から義務付け）

 上記の基準に適合していない場合  
**業務継続計画未実施減算**

- ▶ 施設・居住系サービス：所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算
- ▶ その他のサービス：所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。」 → 令和7年3月31日で経過措置期間終了

# 1 - 5. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け①

対象

小・看多機

密着特養

GH

- ▶ 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。

(※令和9年4月1日から義務付け)

- ▶ 本委員会は定期的な開催が必要。頻度は各事業所の状況を踏まえ適切な頻度を定めることが望ましい。
- ▶ 管理者やケア等を行う者を含む幅広い職種により構成することが望ましい。外部の専門家を活用することも差し支えない。
- ▶ 他の事業運営に関する委員会（事故発生防止のための委員会等）と一体的に設置・運営することや、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

# 1 - 5. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け②

## ▶ 参考

厚生労働省老健局高齢者支援課

「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>



## ▶ 参考

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護分野における生産性向上ポータルサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>



## 1 - 6. 協力医療機関との連携体制の構築（協力医療機関の要件）

### 対象

### 密着特養

▶ 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける。  
（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。）

- ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

（※令和9年4月1日から義務付け）

▶ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。（努力義務）

## 1 - 6. 協力医療機関との連携体制の構築（協力医療機関の要件）

対象

GH

- ▶ 以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。（努力義務）
  - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
- ▶ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。（努力義務）

# 1 - 6. 協力医療機関との連携体制の構築（協力医療機関の届出）

対象 密着特養 GH

- ▶ **1年に1回以上**、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に届け出なければならないこととする。



- ▶ 別紙3 協力医療機関に関する届出書
- ▶ 協力医療機関との協力内容の分かる書類（協定書等）の写し
- ▶ 変更届及び付表（協力医療機関に変更がある場合）

**1年に1回、  
ご提出をお願いいたします。**



# 1 - 7. 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携①

対象 密着特養 GH

- ▶ 新興感染症（※1）の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、**第二種協定指定医療機関**との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。（努力義務）
- ▶ **協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合**においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

（※令和6年4月1日から義務付け）

（※1）現時点では新型コロナウイルス感染症と同程度の感染症を想定しており、新興感染症の発生時には厚生労働大臣により発生が公表される

# 1 - 7. 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携②

対象

密着特養 GH

## ▶ 第二種協定指定医療機関とは

県と医療機関との間で、新興感染症の発生時における「医療提供体制の確保に関する協定」（＝医療措置協定）を締結した医療機関のうち、発熱外来の実施又は自宅療養者等への医療の提供を担う医療機関は、「第二種指定医療機関」として県の指定を受ける。

## ▶ 確認方法

群馬県ホームページに協定締結状況一覧が公表中

<https://www.pref.gunma.jp/page/636354.html>

### 県内医療機関との医療措置協定の締結状況及び協定指定医療機関の指定状況について

#### 病院

群馬県では、114病院と医療措置協定を締結しています。うち第一種協定指定医療機関は86病院、第二種協定指定医療機関は102病院を指定しています。(令和6年12月27日時点)

各病院との医療措置協定の締結内容については、次のPDFをご覧ください。

 [医療措置協定の締結内容一覧（病院）令和6年12月27日時点（PDF：234KB）](#)

#### 診療所

群馬県では、699診療所と医療措置協定を締結しています。うち第二種協定指定医療機関は699診療所を指定しています。(令和6年12月24日時点)

各診療所との医療措置協定の締結内容については、次のPDFをご覧ください。

 [医療措置協定の締結内容一覧（診療所）令和6年12月24日時点（PDF：342KB）](#)

## 1 - 8. 緊急時等の対応方法の定期的な見直し

対象

密着特養

- ▶ 入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

例

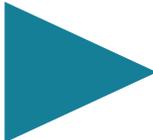
- ▶ 緊急時の注意事項や病状の情報共有の方法
- ▶ 曜日や時間帯ごとの医師や協力医療機関との連携方法
- ▶ 診察を依頼するタイミング等



- ▶ 配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

# 目次

---

1. 基準省令等の改正について
-  2. 電子申請届出システムについて
3. 事業所指定に係る申請、届出書等の様式について
4. 請求エラー時の対応のお願いについて

## 2. 電子申請届出システムについて①

### 概要

- ▶ 介護分野の文書負担軽減、申請・届出方法を簡素化する観点から、令和7年度までに全ての地方公共団体で「電子申請・届出システム」が利用開始。 ※伊勢崎市は令和6年3月1日開始

### 対象手続き

- ▶ 新規指定申請
- ▶ 指定更新申請
- ▶ 変更届出
- ▶ 廃止・休止届出
- ▶ 再開届出
- ▶ 加算に関する届出

### メリット

- ▶ 申請書類の印刷、郵送・持参の手間が省ける。
- ▶ 申請・届出の様式・付表がシステム上で入力可能。  
※ 添付書類は別途作成し、ファイル添付が必要



## 2. 電子申請届出システムについて②

### 事前準備

#### ▶ GビズIDのアカウント取得

電子申請システムを利用するにはGビズID(プライム又はメンバー)の登録が必須であり、GビズIDよりログインする。 ※IDの取得には2週間ほどかかります。

#### 【電子申請届出システムのホームページ】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※GビズIDに関するお問合せは、GビズIDホームページのお問合せフォームから問い合わせてください。



## 2. 電子申請届出システムについて③

### 利用方法

#### ▶ 電子申請届出システム 操作ガイド説明動画

以下のリンク・QRコードから厚生労働省YouTubeチャンネルにアクセスしご視聴ください。

なお、電子申請届出システムの右上ヘルプより遷移するページにもリンクが掲載されています。

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCl\\_5MM5](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCl_5MM5)



動画タイトル	説明文	時間
利用準備編	電子申請届出システムの機能、システムの利用に必要な設定や準備、システム上の共通操作の説明	7:41
申請届出メニュー（共通機能）編	トップ画面にある各種共通機能の説明	6:05
新規指定申請編	新規指定申請提出時の操作手順の説明	11:11
変更届出編	変更届出提出時の操作手順の説明	11:18
加算届出編	加算届出提出時の操作手順の説明	4:36
申請届出状況確認編	申請届出状況の確認の説明	14:31
まとめ編	利用準備編～申請届出状況確認編をまとめて視聴できます。	55:26

# 目次

---

1. 基準省令等の改正について
2. 電子申請届出システムについて
-  3. 事業所指定に係る申請、届出書等の様式について
4. 請求エラー時の対応のお願いについて

### 3. 事業所指定に係る申請、届出書等の様式について①

#### 概要

▶ 介護サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う指定の申請や変更の届出等の  
手続については、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年12  
月19日厚生労働省告示第331号）により行うものとされた。 施行日：令和6年4月1日

▶ 厚生労働大臣が定める様式

①指定申請書 ②指定更新申請書 ③変更届出書 ④再開届出書 ⑤廃止・休止届出書 ⑥付表

▶ 標準様式

①勤務表 ②平面図 ③設備一覧表 ④苦情処理の措置概要 ⑤誓約書 等

令和6年4月1日から  
全国統一の様式に  
なりました



### 3. 事業所指定に係る申請、届出書等の様式について②

#### ▶ 申請・届出書

##### ▶ 旧様式

様式第3号 (第4条関係)

##### ▶ 新様式

別紙様式第二号(四)

#### ▶ 付表

##### ▶ 旧様式

付表 9

##### ▶ 新様式

付表 第二号(三)



旧様式で提出された場合には差替え依頼させていただきますのでご了承ください。

# 目次

---

1. 基準省令等の改正について
2. 電子申請届出システムについて
3. 事業所指定に係る申請、届出書等の様式について
- ▶ 4. 請求エラー時の対応のお願いについて

# 4. 請求エラー時の対応のお願いについて

▶ 請求エラーで返戻になった際は、国保連のエラーコード一覧やエラーコード解説をご確認いただき、保険者との調整が必要と思われる件については市へお問い合わせください。

## ▶ エラーコード一覧・解説

<https://www.gunmakokuho.or.jp/care/error/>

The screenshot shows the website's navigation menu with '介護保険事業所の方' (Nursing Insurance Business) selected. The breadcrumb trail is 'ホーム > 介護保険事業所の方 > 9 エラーコード一覧'. The main heading is '9 エラーコード一覧' (Error Code List). Below it, there are three links for error code lists: 'エラーコード一覧 (令和6年5月以降審査分)', 'エラーコード一覧 (令和3年4月制度対応版)', and 'エラーコード一覧 (平成30年4月施行版)'. A section titled 'エラーコード解説 (国保中央会作成「介護給付費請求の手引き」より)' (Error Code Explanation) contains three links: 'エラーコード解説 (令和6年5月以降審査分)', 'エラーコード解説 (令和3年4月制度対応版)', and 'エラーコード解説 (平成30年4月施行版)'. A sidebar on the left lists various services, with '9 エラーコード一覧' highlighted.

## ▶ 介護給付費請求の手引き

<https://www.gunmakokuho.or.jp/care/document/>

The screenshot shows the website's navigation menu with '介護保険事業所の方' (Nursing Insurance Business) selected. The breadcrumb trail is 'ホーム > 介護保険事業所の方 > 4 請求関係資料'. The main heading is '4 請求関係資料' (Request Information). Below it, there is a link for '介護給付費請求の手引き (群馬県国保連協会作成)' (Nursing Benefit Payment Request Guide (Created by Gunma Prefecture National Health Insurance Association)). A section titled '介護給付費請求の手引き (令和6年4月版)' (Nursing Benefit Payment Request Guide (April 2024 Edition)) is highlighted with a red icon. A sidebar on the left lists various services, with '4 請求関係資料' highlighted.

ご清聴ありがとうございました。

